

令和2年度 集落活性化・連携等促進事業
「いきいき集落研修交流会」開催業務
委託企画提案競技実施要領

令和2年5月14日
宮崎県中山間・地域政策課

- 1 業務の名称 令和2年度 集落活性化・連携等促進事業
「いきいき集落研修交流会」開催業務
- 2 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり
- 3 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月12日まで
- 4 委託料の上限額 1,487,811円（消費税及び地方消費税額を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払）
- 5 委託契約書 別添のとおり
- 6 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

7 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

(1) 以下①又は②いずれかに該当すること。

① 県内に主たる事業所又は従たる事務所を有する民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体であること。

② 少なくとも1つの構成員が①の要件を満たす共同企業体であること。なお、共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(4) 以下のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

② 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

③ 法人の役員等が前記①及び②のいずれかに該当する者

(5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

(6) 県税に未納がないこと

8 企画・立案に当たっての留意事項

- (1) 講演については、参加者（主に地域住民）が、先進地や他県の事例について知ることができるものであり、かつ自らの住む地域の維持・活性化のための取組として参考となるようなものとする。
- (2) 参加者が講演者を含めたその他の参加者と交流できるものであること。
- (3) 開催地の魅力が参加者へ伝わる企画となるよう努めること。

9 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和2年5月14日（木） |
| (2) 参加表明書受付期限 | 令和2年5月19日（火）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和2年5月21日（木）午後5時 |
| (4) 応募書兼企画提案書提出期限 | 令和2年5月28日（木）午後5時 |
| (5) 結果通知予定 | 令和2年6月11日（木）頃 |

10 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和2年5月19日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「参加表明書」（様式1）を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（メール標題：「いきいき集落研修交流会」開催業務委託企画提案競技参加表明書の送付）のいずれかの方法で提出すること。
なお、持参以外の方法で提出した場合は、未達を防ぐため、到達確認の電話連絡を下記担当者に行うこと。

11 質問の受付

- (1) 受付期限 令和2年5月21日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「公募事業に関する質問書」（様式2）を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（メール標題：「いきいき集落研修交流会」開催業務委託に関する質問）のいずれかの方法で提出すること。
なお、持参以外の方法で提出した場合は、未達を防ぐため、到達確認の電話連絡を下記担当者に行うこと。
- (3) 回答方法 軽微なものを除き、一括して取りまとめの上、参加表明者全員に対してファクシミリ又は電子メールで周知することとする。

12 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間 令和2年5月14日（木）～令和2年5月28日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出先 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。
- (4) 提出物

- ① 「応募書兼企画提案書」（様式3）【原本1部とコピー4部】
 - ・A4サイズとすること。

- ② 見積書（様式任意）【原本1部とコピー4部】

- ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。
一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

- ③ 県税に未納がないことを示す納税証明書【原本1部】

- ④ 「誓約書」（様式4）【1部】

- ⑤ 会社概要（既存のもので可）【1部】

- ⑥ （共同企業体の場合のみ）共同企業体協定書（様式任意）【1部】

(注) 共同企業体の場合、③④⑤は構成員ごとに1部ずつ提出すること。

13 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査方法 提出された企画書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。

(2) 審査内容

- ① 日程や開催地について検討されているか。
- ② 参加者にとって地域活動の参考となり、かつ他の参加者と交流ができるものとなっているか。
- ③ 開催にあたっての周知計画及び方法が検討されているか。
- ④ その他創意工夫が見られるか。
- ⑤ 当該業務を遂行できる業務受託体制であるか、また、業務受注体制は十分か。
- ⑥ 計画的な業務スケジュールが組まれているか。
- ⑦ 妥当な積算内容となっているか。

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

結果通知予定 令和2年6月11日(木)頃

15 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について、受託者との協議の上、変更することがある。

16 業務委託契約の締結について

審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から委託料の見積もり額が予定価格の範囲内であることを確認の上、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定める随意契約の手続きにより契約を締結するものとする。その際、過去2箇年度の間に国もしくは地方公共団体等と同種同規模の契約を2回以上締結、履行した実績等、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)第101条第2項各号に定める免除要件に該当しない場合には、契約に際して契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。

17 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

18 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁本館3階)
担 当	宮崎県中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当 (担当:岩倉)
電 話	0985-26-7036
ファックス	0985-26-7353
電子メール	chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp